

2021. 7. 12

## 当協会における出勤者数削減の実施状況について

当協会では、政府・自治体からの要請を受け、出勤者数削減等のため、下記の取り組みを行っていますのでお知らせいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 記

○現在、協会では極力出勤者数を減らし、出勤者数の7割削減を達成できるよう在宅勤務を実施しております。

○人との接触低減の取り組みとして、時差通勤を導入しております。

○出張は可能な限り自粛し、WEB会議にて実施しております。

○その他、業務上やむを得ない場合で出勤する場合においても、自席に拘らずソーシャルディスタンスを確保しての業務、マスクの着用、こまめな消毒・手洗い、事務所内のアルコール除菌を実施しております。

※在宅勤務等の取り組みは、昨年の緊急事態宣言時から実施しております。

### <参考>

・大阪府域に緊急事態宣言が発出された期間（2021年4月25日～5月31日）の当協会の在宅勤務率 60%

・大阪府域に緊急事態宣言が延長された期間（2021年6月1日～6月20日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年6月21日更新）

・大阪府域にまん延防止等重点措置が発出された期間（2021年6月21日～7月11日）の当協会の在宅勤務率 60%（令和3年7月12日更新）

以上